香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

香川県知事　　真　　鍋　　武　　紀

香川県規則第84号

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規則は、知事の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第１条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、知事の所管に属する信託法（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第66条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。
（公益信託の引受けの許可の申請） 第２条　法第２条第１項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受許可申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 （１）　略 （２）　信託行為の内容を記載した書類 （３）　信託財産に属する財産となるべきものの種類及び額並びに総額を記載した書類（以下「財産目録」という。）並びにその権利及び価格を証する書類 （４）　公益信託の引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託行為に信託事務年度の定めがない場合にあっては、引受け後２年間）の事業計画書及び収支予算書 （５）・（６）　略 （７）　信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為） （８）・（９）　略	（公益信託の引受けの許可の申請） 第２条　法第68条の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受許可申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 （１）　略 （２）　信託行為 （３）　信託財産となるべき財産の種類及び額並びに総額を記載した書類（以下「財産目録」という。）並びにその権利及び価格を証する書類 （４）　公益信託の引受け当初の事業年度（信託行為に事業年度の定めがない場合にあっては、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。以下同じ。）及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書 （５）・（６）　略 （７）　信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為） （８）・（９）　略

（事業計画書等の提出） 第４条　受託者は、毎信託事務年度（信託行為に信託事務年度の定めがない場合にあっては、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。	（事業計画書等の提出） 第４条　受託者は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。
２　受託者は、事業計画又は収支予算を変更したときは、速やかにその内容を記載した報告書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第７条第２項又は第８条第２項の規定により事業計画書及び収支予算書を提出した場合は、この限りでない。	２　受託者は、事業計画又は収支予算を変更したときは、速やかにその内容を記載した報告書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第７条第２項の規定により事業計画書及び収支予算書を提出した場合は、この限りでない。
（事業実績報告書等の提出） 第５条　受託者は、毎信託事務年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 （１）　当該信託事務年度の事業実績報告書及び収支決算書 （２）　当該信託事務年度末における財産目録 （３）　当該信託事務年度の信託財産の増減及びその理由を記載した書類	（事業実績報告書等の提出） 第５条　受託者は、毎事業年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 （１）　当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書 （２）　当該事業年度末における財産目録 （３）　当該事業年度の信託財産の増減及びその理由を記載した書類
（公告） 第６条　受託者は、前条の規定により書類を提出した後、遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。	（公告） 第６条　受託者は、前条の規定により書類を提出した後、遅滞なく前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。
（信託の変更に係る書類の提出） 第７条　受託者は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により信託の変更を要すると認めるときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 （１）　信託の変更の内容及びその理由を記載した書類 （２）　略	（信託の条項の変更） 第７条　受託者は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により信託の条項の変更を要すると認めるときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 （１）　信託の条項の変更の内容及びその理由を記載した書類 （２）　信託行為の新旧の比較対照表 （３）　信託行為に定める信託の条項の変更の手続を経たことを証する書類
２　前項の場合において、信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。	２　前項の場合において、信託の条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。
（信託の変更の許可の申請） 第８条　受託者は、法第６条の規定により信託の変更の許可を受けようとす	（信託財産の取得の許可の申請） 第８条　受託者は、法第22条第１項ただし書及び第72条の規定により信託財

るときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（1） 信託の変更の内容及びその理由を記載した書類

（2） 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第４項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

（3） 信託の変更後の信託行為の内容を記載した書類及び信託行為の新旧の比較対照表

（4） 信託行為に定める信託の変更の手続を経たことを証する書類

２ 前項の場合において、信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

第９条 受託者は、法第６条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（1） 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

（2） 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第３項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

（3） 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び信託行為の新旧の比較対照表

（4） 信託法第152条第２項の公告及び催告又は同条第３項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

２ 第２条第３号、第４号及び第７号から第９号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第４号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第10条 受託者は、法第６条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（1） 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

（2） 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第３項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書

産を固有財産とすることの許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（1） 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類

（2） 固有財産となるべき信託財産の財産目録並びにその権利及び価格を証する書類

（3） 信託行為に定める信託財産を固有財産とする手続を経たことを証する書類

類
（３）　吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び信託行為の新旧の比較対照表
（４）　信託法第１５６条第２項の公告及び催告又は同条第３項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）
第11条　受託者は、法第６条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
（２）　新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第１５9条第３項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
（３）　新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び信託行為の新旧の比較対照表
（４）　信託法第１６0条第２項の公告及び催告又は同条第３項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
２　第２条第３号、第４号及び第７号から第９号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第４号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

（受託者の辞任の許可の申請）
第12条　受託者は、法第７条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　辞任しようとする事由を記載した書類
（２）　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
（３）　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（検査役の選任の請求）
第13条　委託者又は信託管理人は、信託法第46条第１項及び法第８条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）
第９条　受託者は、法第71条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　辞任しようとする理由を記載した書類
（２）　信託事務及び信託財産の状況を記載した書類
（３）　新受託者の選任に関する意見を記載した書類

（１）　検査役の選任を請求する事由を記載した書類
（２）　検査役の選任に関する意見を記載した書類

（受託者の解任の請求）
第14条　委託者又は信託管理人は、信託法第58条第４項及び法第８条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　受託者の解任を請求する事由を記載した書類
（２）　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（新たな受託者の選任の請求）
第15条　利害関係人は、信託法第62条第４項及び法第８条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　受託者の任務終了の事由を記載した書類
（２）　新たな受託者の就任承諾書及び第２条第６号に掲げる書類
（３）　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

（信託財産管理命令の請求）
第16条　利害関係人は、信託法第63条第１項及び法第８条の規定により信託財産管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　受託者の任務終了の事由を記載した書類
（２）　信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
（３）　信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）
第17条　信託財産管理者は、信託法第66条第４項及び法第８条の規定による信託法第66条第４項各号に掲げる行為（以下「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
（２）　許可を受けようとする理由を記載した書類

（受託者の解任の請求）
第10条　委託者、その相続人又は受益者（信託管理人を含む。）は、法第47条及び第72条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　解任を請求する理由を記載した書類
（２）　新受託者の選任に関する意見を記載した書類

（新受託者の選任の請求）
第11条　利害関係人は、法第49条第１項及び第72条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　新受託者の就任承諾書及び第２条第６号に掲げる書類
（２）　信託事務及び信託財産の状況を記載した書類

２　前項の規定は、信託法第74条第６項において準用する同法第66条第４項及び法第８条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第18条　信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第２項及び法第８条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　辞任しようとする事由を記載した書類

（２）　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

（３）　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

２　前項の規定は、信託法第74条第６項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第２項及び法第８条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第３号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第19条　委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第４項及び法第８条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　信託財産管理者の解任を請求する事由を記載した書類

（２）　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

２　前項の規定は、信託法第74条第６項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第４項及び法第８条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第１号中「信託財産管理者」とあるのは「信託財産法人管理人」と、同項第２号中「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第20条　利害関係人は、信託法第74条第２項及び法第８条の規定により信託

財産法人管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　受託者の死亡の事実を記載した書類
（２）　信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
（３）　信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）
第21条　利害関係人は、信託法第１２３条第４項又は同法第２５８条第６項及び法第８条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類
（２）　略

（信託管理人の辞任の許可の申請）
第22条　信託管理人は、信託法第１２８条第２項において準用する同法第57条第２項及び法第８条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　辞任しようとする事由を記載した書類
（２）　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
（３）　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）
第23条　委託者又は他の信託管理人は、信託法第１２８条第２項において準用する同法第58条第４項及び法第８条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　信託管理人の解任を請求する事由を記載した書類
（２）　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の請求）
第24条　利害関係人は、信託法第１２９条第１項において準用する同法第62条第４項及び法第８条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければな

（信託管理人の選任の請求）
第12条　利害関係人は、法第８条第１項及び第72条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）　選任を請求する理由を記載した書類
（２）　信託管理人となるべき者の第２条第７号に掲げる書類

らない。
（１） 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
（２） 新たな信託管理人となるべき者の第２条第７号に掲げる書類

（信託の終了の請求）
第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第１６５条第１項及び法第８条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１） 信託の終了を請求する理由を記載した書類
（２） 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
（３） 残余財産の処分の見込みに関する書類

（委託者の氏名等の変更の届出）
第26条 略

（書類及び帳簿の備付け等）
第27条 略

１ 略	30年
２ 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	
３ 略	
４ 許可、届出等に関する書類	
５・６ 略	
７～９ 略	略

（業務の監督）
第28条 知事は、必要があると認めるときは、法第３条及び第４条第１項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

（委託者の氏名等の変更の届出）
第13条 略

（書類及び帳簿の備付け等）
第14条 受託者は、当該信託事務を行う事務所に、次の表の左欄に掲げる書類及び帳簿を備え、当該右欄に定める期間保存しなければならない。

１ 略	30年
２ 委託者、その相続人、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	
３ 略	
４ 公益信託の引受けの許可、信託の条項の変更、信託財産の取得の許可及び受託者の辞任の許可に関する書類	
５・６ 略	
７～９ 略	略

（業務の監督）
第15条 知事は、必要があると認めるときは、法第67条又は第69条第１項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

２・３　略

（公益信託の終了の届出等）

第29条　受託者は、公益信託が終了したときは、速やかに届出書に公益信託の終了の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算の結了後１月以内に、届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業実績報告書及び収支決算書

（２）　信託の清算の結了時における財産目録

（３）　残余財産の処分に関する書類

２・３　略

（公益信託の終了の届出）

第16条　受託者は、公益信託が終了したときは、速やかに届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）　公益信託の終了の理由を記載した書類

（２）　信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類

（３）　残余財産の処分方法に関する書類

（４）　信託行為に定める公益信託の終了の手続を経たことを証する書類

第１号様式（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４番）

公益信託引受許可申請書

年　　月　　日

香川県知事　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

公益信託ニ関スル法律第２条の規定により、公益信託の引受けの許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第１号様式（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４番）

公益信託引受許可申請書

年　　月　　日

香川県知事　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

信託法第68条の規定により、公益信託の引受けの許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第２号様式（第28条関係）

（表面）

←8センチメートル→

第　　　号

身　分　証　明　書

所 属 名

職　　名

氏　　名

生年月日　　　　年　月　日

上記の者は、公益信託ニ関スル法律第３条及び第４条第１項並びに香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第１項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年　月　日

香川県知事　　　　印

（5.5センチメートル）

（裏面）

公益信託ニ関スル法律（抜粋）

第３条　公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第４条　主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）

（業務の監督）

第28条　知事は、必要があると認めるときは、法第３条及び第４条第１項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により検査する職員は、身分証明書（第２号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２号様式（第15条関係）

（表面）

←8センチメートル→

第　　　号

身　分　証　明　書

所 属 名

職　　名

氏　　名

生年月日　　　　年　月　日

上記の者は、信託法第67条又は第69条第１項及び香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条第１項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年　月　日

香川県知事　　　　印

（5.5センチメートル）

（裏面）

信託法（抜粋）

第67条　公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第69条　主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）

（業務の監督）

第15条　知事は、必要があると認めるときは、法第67条又は第69条第１項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により検査する職員は、身分証明書（第２号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成19年９月30日から施行する。

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第２（第３条、第４条関係） １～９　略 10　香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）第27条（電磁的記録による保存について、信託法（平成18年法律第１０８号。同法に基づく政令及び法務省令を含む。以下同じ。）に別段の定めがあるものを除く。）	別表第２（第３条、第４条関係） １～９　略 10　香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）第14条
別表第６（第５条関係） １～11　略 12　香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第27条（電磁的記録による作成について、信託法に別段の定めがあるものを除く。）	別表第６（第５条関係） １～11　略 12　香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第14条